

Title	<書評> 宮宅潔著 『中國古代刑制史の研究』
Author(s)	水間, 大輔
Citation	東洋史研究 (2012), 71(2): 316-321
Issue Date	2012-09
URL	https://doi.org/10.14989/200228
Right	
Type	Journal Article
Textversion	publisher

書評

宮宅潔著

中國古代刑制史の研究

水間大輔

本書の著者である宮宅潔氏は、これまで主に張家山漢簡や居延漢簡などを史料として、秦漢法制史の研究に従事されてきた。本書は著者がこれまで學術誌や論文集などに發表された九篇の論文を原型として、それらに補訂を施されたものであり、秦・漢の刑罰及び刑事手續制度などに關する研究を内容とする。その構成は下記の通りである。

- 序言
- 第一章 張家山漢簡「二年律令」解題
- 第二章 秦漢刑罰體系形成史試論——腐刑と戍邊刑——
- 第三章 勞役刑體系の構造と變遷
- 第四章 恩赦と勞役刑——特に「復作」について——
- 第五章 「司空」小考——秦漢時代における刑徒管理の一斑——

第六章 「劾」をめぐる——中國古代訴訟制度の展開——

附論 漢初の二十等爵制——制度史的考察——

結語

引用文献一覽

あとがき

索引

英文要旨

各章の内容を要約すると、おおむね以下の通りになる。

序言 本書の目的は「特に刑罰制度の詳細を出土文字史料から復原し、それを徭役制度や身分制度の一部としても捉えることにより、總體として制度の變遷を跡づけてゆ」くことにある。

第一章 秦漢初においては、中央が修正あるいは追加した律令條文集をまとめた形で各官府に向けて頒布するのではなく、それを必要とする各官府が年に一度しかるべき官府へ赴いて書寫していた。張家山漢簡「二年律令」もこのような過程を経て、某二年の時點である官府に蓄積されていた律令條文集と考えられる。それゆえ、二年律令には成立年代の異なるさまざまな法令が收められており、新舊の規定が相互に矛盾を抱えたまま混在しており、さらには死文となつた條文が含まれている可能性もある。次章以降では二年律令に對するこのような理解を前提として論を進める。

第二章 腐刑・戍邊刑は女子に對して科しえず、男子のみを對象とする刑罰であつた。腐刑は本來強姦罪に限って適用される刑罰、戍邊刑は軍法に由來する刑罰であつたが、後に強姦罪及び軍法と無關係に適用されるようになった。その結果、戰國後秦

漢初の律令の中には、あたかも女子もこれらの刑罰の対象とされている」とき規定が見える。このような不整合は科刑対象が普遍化し體系化される中で、適用対象として男子のみを想定していた舊來の刑罰觀が解消されることなく残存したために生じた歪みであつた。

第三章 秦・文帝一三年においては、「城旦舂」・「鬼薪白粲」・「隸臣妾」・「司寇」という主要な勞役刑はいずれも無期刑であつた。無期勞役刑は役務内容によつてのみ等級づけられていたわけではなく、就勞形態、刑具の有無、家族への處遇など、複數の要素によつて等級づけられていた。文帝一三年にはこれら無期勞役刑が有期刑へ改められ、刑期という單一の基準によつて勞役刑が等級づけられるようになった。それは刑徒に對する衣服・食糧の支給を削減し、效率的に勞働力を運用するためであつた。

第四章 秦・漢では皇帝が敕令を發したとしても、刑徒がその役務から完全に解放されるわけではなく、刑具を外されたくえで「復作」としてその後も勞役に従事し続けなければならなかつた。それは刑徒が王朝にとつての奴婢としての性格を持つていたこと、及び國家の諸事業に支障が生じるのを防ごうとしたことによる。しかし、漢王朝の成立以降、刑徒勞働の重要性は薄れ、肉刑の廢止と勞役刑の有期化によつて、官有勞働力の總量を定期的に調整することが可能となつた。

第五章 未決囚を收容する「獄」は縣司空の勞働人員の收容施設に附設される形で存在していた。それは司空が主に土木工事を職務とする官府であり、官奴婢や徭役に従事する民など、多數の人員を收容・監視するのに必要な施設・人員を備えていたため

あつた。しかし、前漢末期以降、縣廷組織が變化し、司空は諸曹の下に位置づけられ、その職掌は強制勞働全般を管轄するものから、獄囚や刑徒の管理に特化し、むしろ獄に所屬する官の一つと化した。

第六章 「劾」とは官が捜査や取調を踏まえて犯罪を告發することであり、裁判の端緒となる手續であつた。西周・春秋時代の裁判は當事者の告訴によつてのみ開始されるものであつた。しかし、戰國時代以降、國君權力の強化、成文法典の形成、統治機構の組織化を経て、國法を基盤とし、全國民の管理を目的とした、官吏を擔い手とする裁判が成立する。このような裁判が成立し、自律的秩序を持った既存の共同體の内部へ公權力が能動的に切り込んでいくことによつて、劾という手續が生じることとなつた。

附論 爵位は子などによつて繼承された。ただし、繼承される爵位は、その死が病死か公務による死亡かで異なつていた。病死の場合、徹侯・關内侯はそのまま繼承されたものの、それより下位の爵については、數等低い爵が與えられた。それに對して、公務による死亡の場合、爵は減じられることなく繼承され、かつ子男がいなければ娘や父母が繼承することも認められていた。未成年者も爵を繼承することができた。爵には田宅支給などの特權が附隨していた。このような爵位の世襲・繼承は漢一代を通じて行われていた可能性が高い。

結語 従來、肉刑は社會からの追放を目的とするものと理解されてきた。しかし、腐刑は反映刑的色彩を色濃く帯びており、肉刑のいずれもが社會からの追放を唯一の目的としていたわけではなく、肉刑の起源は多元的に模索されなければならない。また、

春秋戰國という社會構造自體が大きく變容した時代に、肉刑による追放が具體的にいかなる形で實現されたのか、議論を重ねる必要がある。

春秋時代では君主に直接隸屬する者がおり、彼らは庶人と區別され、職役の中身や處遇によって數種類に分化していた。そして、その地位に就けられることが制裁の一つとして利用されていた。戰國時代にはこれら既存の隸屬者身分のいくつかが法によって明確に規定され、各身分の上下關係が客觀的基準により整序され、人爲的な勞役刑體系が構築されるに至った。

二

次に、本書の主な特色を挙げれば以下の通りになるであろう。第一に、秦律及び文帝一三年以前の漢律の勞役刑が何によって等級づけられていたのかを提示したことである。周知の通り、一九七五年の睡虎地秦簡出土以降、秦律及び文帝一三年以前の漢律の勞役刑に刑期が設けられていたか否かをめぐって、盛んに論争が展開されてきた。現在では勞役刑に刑期が設けられていなかったとする無期刑説がほとんど通説となりつつあるように見受けられる。しかし、無期刑説が主張する通り、勞役刑に刑期が設けられておらず、勞役刑が刑期によって等級づけられていなかったとすれば、何によって等級づけられていたのかが問題となる。現在、我が國の秦漢刑罰制度研究の關心は刑期論争からこの問題へ移っており、特にここ二十年間盛んに議論がなされてきた。

初期の無期刑説では勞役刑が勞役の内容・苛酷度によって等級づけられていたと理解されていた。しかし、瀬川敬也氏は、秦で

は刑徒がさまざまな勞役に従事しており、刑徒の種類に應じて勞役の内容が固定されているわけではなかったと主張される。そのうえで、勞役刑は勞役の内容・苛酷度に應じて輕重づけられていたのではなく、勞役に應じて科される赭衣・桎梏など、身體上の標識の種類・多寡によって等級づけられていたと結論づけられた。氏の所論は勞役刑が勞役の内容・苛酷度によって等級づけられていたとする従來の理解に對して、初めて本格的に疑義を呈したものであり、勞役刑が何によって等級づけられていたのかという議論は、結果的には氏のこの問題提起によって開始されることとなった。

その後、石岡浩氏、著者、應取裕司氏は城旦春・鬼薪白粲・隸臣妾・司寇が勞役内容の他、民里に居住できるか否か、土地が支給されるか否か、妻子・財産が沒收されるか否か、刑徒の地位が子に繼承されるか否かなど、刑徒及びその家族に對する處遇によって等級づけられていたと解された。また、陶安あんど氏は城旦春・司寇を身分と解したうえで、これらは罪の輕重を表す尺度として用いられておらず、「刑」や「耐」に附隨して科されるに過ぎなかったとしつつも、勞役内容・服役形態・社會的行爲能力などが異なっていたとされる。石岡氏、應取氏、陶安氏と著者の間では見解の相違も見られるものの、城旦春・司寇に對する處遇が勞役内容のみならず、他にもさまざまな面で異なっていたという理解は共通している。本書は我が國の秦漢刑罰制度研究におけるこのような共通認識の形成に貢献したといえよう。

ちなみに、本書の後に刊行された『里耶秦簡 壹』⁽⁵⁾には、

□□二戶

大夫一戸

大夫寡三戸

不更一戸

小上造三戸

小公士一戸

士五(伍)七戸

司寇一【戸】

小男子

大女子

●凡廿五(八一九)

と記された簡牘が収録されている。本簡においては、司寇の「戸」が他の有爵者・無爵者の戸とともに列擧されている。この文書の性格については今後の詳細な検討を待ちたいが、全部で二五戸という規模からすると、あるいはある一つの里の戸数統計かもしれない。戸数を各戸主の爵位・身分ごとに示したものである。すると、司寇は戸主たりうる存在であり、かつ有爵者・無爵者とともに一般の里に居住することが許されていたことになる。本書では二年律令「戸律」に、

隸臣妾・城旦舂・鬼薪白粲家室居民里中者、以亡論之。(第三〇七簡)

とあることから、城旦舂・鬼薪白粲・隸臣妾は「民里」に居住できず、特別な居住區が與えられたのに對し、司寇は民里に居住しえたと推測されているが(二二・一二三頁)、右の里耶秦簡の記述によって裏づけられたといえよう。

第二に、本書は文帝刑制改革の背景を提示している。文帝刑制

改革は中國史上初めて肉刑を廢止し、勞役に刑期を導入した改革として従来より注目されてきた。本書は文帝刑制改革によって勞役に刑期が設けられたことについて、刑徒を定期的に解放して食糧・衣服の支給を削減し、國家的勞働力を效率的に運用しようという政策が背景にあったと結論づけている。文帝刑制改革の背景をめぐっては、近年では富谷至氏、陶安氏も論じられており、著者とは理解を異にする点も多いが、勞働力の效率的な運用が背景にあったという点ではおおむね共通しているように見受けられる。

第三に、秦の各種刑罰がさまざまな由来を持つていたことを指摘している。すなわち、肉刑の全てが社會からの追放を目的としていたのではなく、腐刑は強姦罪に對する反映刑として設けられていたこと、戍邊刑が軍法に由来すること、勞役に春秋時代以來の隸屬身分に由来することを指摘している。近年、秦・漢の刑罰體系は一度に設けられたわけではなく、戰國秦から徐々に形成され、改變されていったことが指摘されているが、とりわけ本書の指摘を踏まえれば、少なくとも文帝一三年までの刑罰體系はさまざまな由来を持つ刑罰によって構成された、いわば「つぎはぎ」だらけのものであったと理解することができる。

三

次に、本書を拜讀して疑問に思った点を一點挙げておきたい。すなわち、第五章では前漢末期以降、司空の存在感が稀薄化していったと述べている。しかし、その論據には以下のような二つの問題があるように見受けられる。

第一に、著者は尹灣漢簡「東海郡吏員簿」に司空が一切見えな
いことを根拠の一つとされている（二六七頁）。しかし、東海郡
吏員簿によると、東海郡下の各縣には数名の「官嗇夫」が置かれ
ている。官嗇夫は司空嗇夫・田嗇夫・倉嗇夫など、縣に置かれた
各種嗇夫の總稱であるから、この中に司空嗇夫が含まれていた可
能性も否定できない。

第二に、著者は司空稀薄化の背景として、前漢末期以降、列曹
が縣の機構の上位を占め、司空などがその下に置かれるようにな
ったことを指摘されている（二六八頁）。前漢後期以降、郡縣内
の諸官署が列曹へと整理されていったことは、従来から指摘され
てきたことである。ところが、近年出土した里耶秦簡の中には
「尉曹」・「倉曹」が見える。特に、『里耶秦簡 壹』によって、
統一秦では他にも「司空曹」・「戸曹」などさらに多くの種類の
「曹」が郡縣に置かれていたことが明らかになった。これらが前
漢後期以降の列曹と同じ性格を有するものか否かは検討を要する
が、列曹への整理は従来考えられていたよりも早くから行われて
いた可能性があろう。假に秦でも前漢後期以降と同様の列曹が設
けられていたとすれば、司空の稀薄化は必ずしも列曹への整理と
関係がないのかもしれないし、また列曹制下にあつて司空がいかに
なる形態で設置されていたのかも問題となる。秦の「曹」につい
ては本書のみならず、秦漢史研究にとって今後重要な課題の一つ
になると思われる。

四

先述の通り、本書は秦・漢の刑罰制度、中でも勞役刑や文帝刑

制改革をめぐる共通認識の形成に大いに貢献した。もっとも、本
書の所論は他の研究者と見解を異にするところもあるが、これら
の見解の相違は今後の研究の進展や新たな出土文字資料の発見・
公表などにより埋められていくことであらう。

また、確かに日本の學界では上記のような共通認識が形成され
つつあるが、中國の學界ではそもそもこのような問題があまり議
論されていないように見受けられる。私はここ数年中國の大學に
在籍し、講演などの機会を通じて、本書の内容も含めて日本の秦
漢律令研究の動向を中國の研究者に對して紹介しているが、勞役
刑や文帝刑制改革に對する日本の研究は關心を持って迎えられる
いる。今後は中國の研究者も議論に加わってくれば、これらの
問題に對する研究のさらなる深化が期待できるであらう。

註

- (1) 瀨川敬也「秦代刑罰の再検討——いわゆる「勞役刑」を
中心に——」（『鷹陵史學』第二四號、一九九八年）参照。
- (2) もっとも、瀨川氏は「黥」が無期徒刑、「耐」が有期徒刑で
あつた可能性を示されており、必ずしも無期徒刑を採られ
ていない。
- (3) 石岡浩「收制度の廢止にみる前漢文帝刑法改革の發端
——爵制の混亂から刑罰の破統へ——」（『歴史學研究』第
八〇五號、二〇〇五年）、「秦の城旦舂刑の特殊性——前漢
文帝刑法改革のもう一つの發端——」（『東洋學報』第八八
卷第二號、二〇〇六年）、宮宅潔「有期勞役刑體系の形成
——「二年律令」に見える漢初の勞役刑を手がかりにして

——」(『東方學報』京都第七八冊、二〇〇六年)、鷹取祐司「秦漢時代の刑罰と爵制的身分序列」(『立命館史學』第六〇八號、二〇〇八年)、「秦漢時代の司寇・隸臣妾・鬼薪白粲・城旦舂」(『中國史學』第一九卷、二〇〇九年) 參照。本書第三章は右の宮宅氏の論文を原型としている。

(4) 陶安あんど「刑罰と身分」(同氏『秦漢刑罰體系の研究』創文社、二〇〇九年) 參照。

(5) 湖南省文物考古研究所編著『里耶秦簡 壹』(文物出版社、二〇一二年) 參照。

(6) 富谷至『秦漢刑罰制度の研究』(同朋舎、一九九八年) 三三七～三四三頁、陶安氏前掲書二八二～二八五頁參照。

二〇一一年一月 京都 京都大學學術出版會
A五判 四二一頁 七〇〇〇圓